

八王子浅川水辺の楽校運営協議会負担金の支出に関する要綱

(通則)

第1条 この要綱は、市が予算の範囲内において支出する八王子浅川水辺の楽校運営協議会負担金について、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(支出の目的)

第2条 この要綱は、八王子浅川水辺の楽校運営協議会の運営事業に要する経費を支出することにより、地域の身近な水辺における環境教育・環境学習となる自然体験活動などの事業を円滑に推進することを目的とする。

(交付対象団体)

第3条 負担金の交付対象となる団体は、八王子浅川水辺の楽校運営協議会とする。

(対象経費)

第4条 負担金の対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 河川を活用した自然体験活動など環境教育・環境学習を推進する事業に係る経費
- (2) 研修視察に係る経費
- (3) その他市長が適当と認める経費

(支出額等)

第5条 負担金の額は、前条各号により算出した額の合算額とする。ただし、予算で定める額を上限とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受ける場合は、補助金交付申請書（第1号様式（様式略））によるものとし、年度当初に市長に提出するものとする。また、交付申請書に添付するその他必要な書類は会員名簿、事業計画書、予算書とする。

(交付決定通知書)

第7条 規則第7条第2項による通知は、第2号様式（様式略）によるものとする。

(補助事業等変更・中止・廃止申請)

第8条 規則第10条による市長への通知は、第3号様式（様式略）によるものとする。

(実績報告書)

第9条 規則第12条による実績報告書は、第4号様式（様式略）によるものとし、実績報告書に添付するその他必要な書類は、事業報告書及び決算書とする。

(負担金等確定通知書)

第10条 規則第13条による交付事業者等への通知は、第5号様式（様式略）によるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。